

さらに便利に！

全国どこの市町村でも 住民票の写しの交付が受けられます

現在は、住んでいる市町村でしか受けられない住民票の写しの交付が、住民基本台帳カードや運転免許証などを提示することにより、本人及び同一の世帯の人の住民票の写しを、全国どこの市町村でも受けることができるようになります。

※住所地の窓口で発行される住民票の写しとは次の点が異なります。

1. 交付される住民票の写しには、本籍・筆頭者の記載はできません。
2. 認証文は交付する窓口の市区町村長名となります。また手数料は請求した市区町村で異なることがあります。

住民基本台帳ネットワークシステムでは、個人情報の保護を最も重要な課題としています。

そのため、個人情報保護に関する国際的な基準を十分踏まえた上で、制度面、技術面及び運用面などあらゆる面で十分な対策を行っています。

個人情報保護対策

① 民間部門が住民票コード用が限定されています



住民票コードは利
用が限定されています

③ 住民票の写しの広域交付、
転入転出手続きの簡素化
の際には、市区町村間で、
統柄、戸籍の表示等の情報
も送信されますが、都道
府県や指定情報処理機関の
コンピュータに保有されることはありません。また、
これらのコンピュータを通
過することもありません。

② 通信を行う際には、データを暗号化します。また、
通信相手のコンピュータの正
当性を確認してから、
通信を行うことにより、

① 民間部門が住民票コード用が限定されています



① 専用回線の利用、ファイ
アウオール・IDS（侵
入検知装置）の設置によ
り、不正侵入を防止して
います。

② 通信を行う際には、データを暗号化します。また、
通信相手のコンピュータの正
当性を確認してから、
通信を行うことにより、

外部からの侵入と 内部の不正利用を 防止しています



③ 住民票コードは、無作為の
番号で、住民の申請により、
いつでも変更できます。

漏らした場合でも、同じ
刑罰が科せられます。
また、委託業者が秘密を
漏らした場合でも、同じ
刑罰が科せられます。

引越しの手続きが 簡単になります

他の市町村へ引っ越しする場合には、現在、住んでいる市町村に転出届を出して、転出証明書を受け取り、引っ越し先の市町村に転入届を出すことになっていますが、住民基本台帳カードを持っている人は、転出届を、転出地市町村に郵送で出せば、そのまま転入地市町村で転入の手続きができるようになります。

写真付住民基本台帳カードは 身分証明書として活用できます

写真付きの住民基本台帳カードも発行できま
すので、身分証明書としても利用できます。

保有する情報や利
用目的を法律で限
定しています



① 都道府県や指定情報処理
機関が保有する情報は、
4 情報（氏名・生年月日・
性別・住所）、住民票コー
ドとこれらの変更情報に
法律で限定しています。
② 都道府県や指定情報処理
機関が情報提供を行う行
政機関の範囲や利用目的
を法律で具体的に限定し
ています。また、行政機
関が提供された情報を目
的外利用することを禁止
しています。

② 行政機関が住民票コード
を利用することも法律に
より具体的に限定してい
ます。
③ 住民票コードは、無作為の
番号で、住民の申請により、
いつでも変更できます。

内部の不正利用の 防止

① 地方公共団体・指定情報
処理機関・本人確認情報
の受領者（行政機関）の
システム操作者に守秘義

務を課し、刑罰を加重し
ます。（通常は1年以下の
の懲役又は3万円以下の
罰金→2年以下の懲役又
は100万円以下の罰金）。

また、委託業者が秘密を
漏らした場合でも、同じ
刑罰が科せられます。

を利用することは法律で
禁止されています。特に、
民間部門が住民票コード
の記録されたデータベース
を作成したり、契約に
際し住民票コードの告知を
要求すると刑罰（1年以
下の懲役又は50万円以下
の罰金）が科せられます。

③ 万が一の場合には、『緊急
時対応計画』に基づき、
ネットワークの運営を停
止するなど、個人情報保
護を最優先した運営を行
います。

通信相手のなりすましを
防止しています。

② 通信を行う際には、データを暗号化します。また、
通信相手のコンピュータの正
当性を確認してから、
通信を行うことにより、



シス
テム操作者だけがコ
ンピュータを操作できる
ようにしています。

格な確認を行い、正当な
システム操作者、だけでコ
ンピュータによる厳